



# 青森県報

号外第九十六号

平成十四年十月二日(水曜日)

## 目次

|                                      |     |                |    |
|--------------------------------------|-----|----------------|----|
| 青森県鉄道施設条例                            | ……… | (並行在来線<br>対策室) | …二 |
| 青森県特別会計条例の一部を改正する条例                  | ……… | (財政課)          | …六 |
| 青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例              | ……… | (人事課)          | …七 |
| 青森県県税条例の一部を改正する条例                    | ……… | (税務課)          | …七 |
| 青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を<br>改正する条例 | ……… | (健康医療課)        | …三 |
| 青森県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例            | ……… | (商工政策課)        | …四 |
| 青森県駐留軍従業員等健康福祉センター条例の一部を改正<br>する条例   | ……… | (労政・能力<br>開発課) | …六 |
| 青森県漁港管理条例の一部を改正する条例                  | ……… | (漁港漁場<br>整備課)  | …七 |

条

例

青森県鉄道施設条例をここに公布する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木村守男

青森県条例第七十号

青森県鉄道施設条例

(設置)

第一条 三戸郡三戸町を起点とし、八戸市を終点とする路線に係る鉄道の用に供する線路、駅、土地その他の施設(以下「鉄道施設」という。)を設置する。

2 鉄道施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称    | 位置                        |
|-------|---------------------------|
| 青い森鉄道 | 三戸郡三戸町、南部町、名川町及び福地村並びに八戸市 |

(使用の許可)

第二条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第三項に規定する第二種鉄道事業の用に供するため鉄道施設を使用しようとする者は、知

事の許可を受けなければならない。

(使用の制限等)

第三条 知事は、鉄道施設を使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者の鉄道施設の使用を拒み、その使用の許可を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- 一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 鉄道施設をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 三 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、鉄道施設の管理上支障があると認めるときは、鉄道施設の使用を制限することができる。

(使用料)

第四条 第二条の規定により使用の許可を受けた者は、別表第一に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料の納入方法は、規則で定める。

第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第四項の規定による許可を受けて鉄道施設を使用する者は、別表第二に定める使用料を納入しなければならない。

2 知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、鉄道施設の管理に關し必要な事項は、規則で定める。

- 1 この条例は、平成十四年十二月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第一条第一項に規定する路線（当該路線をその一部とする路線を含む。）について鉄道事業法第二条第三項に規定する第二種鉄道事業の同法第三条第一項の許可を受けている者は、第一条の許可を受けた者とみなす。
- 3 鉄道施設の利用の促進を図るため特に必要と認められる規則で定める者に係る第四条第一項の使用料については、規則で定める期間、規則で定める金額に相当する当該使用料の額を減免する。

別表第一（第四条関係）

次に掲げる額の合計額

一 次に掲げる額の合計額に百分の百五を乗じて得た額

イ 次に掲げる額の合計額

- (1) 鉄道施設の保守等に要する経費で規則で定めるものに鉄道施設を使用する列車の走行距離を勘案して知事が定める率を乗じて得た額
- (2) 鉄道施設の保守等に要する経費で規則で定めるものに鉄道施設を使用する列車の走行距離及び重量を勘案して知事が定める率を乗じて得た額

額

- (3) 鉄道施設の保守等に要する経費で規則で定めるものに鉄道施設を使用する列車の走行距離及びパンタグラフの本数を勘案して知事が定める率を乗じて得た額

- (4) 鉄道施設の保守等に要する経費で規則で定めるものに(1)から(3)までに掲げる額の合計額を勘案して知事が定める率を乗じて得た額

ロ イに掲げる額に百分の一を乗じて得た額

二 指令設備の保守管理に要する経費に前号イの(1)に規定する率を乗じて得た額に百分の百五を乗じて得た額

備考 特定の者のための鉄道施設の保守等に要する経費がある場合の当該者の使用料の算定に当たっては、当該経費に相当する額を第一号に掲げる額に加算する。

別表第二（第五条関係）

| 区分  | 使用料（年額）  |
|-----|--|
| 土地  | <p>近傍類似地の時価の百分の四に相当する額（使用期間が一月に満たない場合は、その額に百分の百五を乗じて得た額）。ただし、使用が次に掲げる場合は、それぞれ次に定める額（使用期間が一月に満たない場合は、その額に百分の百五を乗じて得た額）とする。</p> <p>一 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第一の一及び二に掲げる設備（同表の二に掲げるその他の設備を除く。）を設置するとき（次号及び第三号の場合を除く。） 同表の一及び二に規定するそれぞれの額</p> <p>二 水道管、ガス管等を埋設するとき（次号の場合を除く。） 一メートルにつき 九十九円</p> <p>三 県と共同使用するケーブル管路等を設置するとき 知事が定める額</p> |
| 建物  | <p>財産台帳に登録されている当該建物の平方メートル当たりの価格に百分の八及び使用面積を順次乗じて得た額に百分の百五を乗じて得た額</p>  |
| その他 | <p>一年間に償却されるべき金額に維持管理費用を加算した金額を基準として知事が定めた額に百分の百五を乗じて得た額</p>   |

備考

- 一 使用期間が一年に満たないとき、又は使用期間に一年に満たない端数があるときは、その全期間又は端数部分について月割りで計算する。この場合において、一月未満の日数は、一月とする。
- 二 使用面積が一平方メートルに満たないとき、又は使用面積に一平方メートルに満たない端数があるときは、その総面積又は端数部分について一平方メートルとして計算する。

三 延長が一メートルに満たないとき、又は延長に一メートルに満たない端数があるときは、その総延長又は端数部分について一メートルとして計算する。

四 一件の使用料の額が百円に満たない場合の使用料の額は、百円とする。

青森県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木村守男

青森県条例第七十一号

青森県特別会計条例の一部を改正する条例

青森県特別会計条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一項の表に次のように加える。

|               |           |  |
|---------------|-----------|--|
| 青森県鉄道施設事業特別会計 | 鉄道施設事業のため | 歳入 鉄道施設事業収入、一般会計繰入金、起債その他の諸収入<br>歳出 鉄道施設事業費、起債償還金、一般会計繰出金その他の諸支出 |
|---------------|-----------|--|

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木村守男

青森県条例第七十二号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二青森県開発審査会の項中「行なう」を「行う」に、「七人」を「五人」に改める。

附則

この条例は、平成十四年十二月十四日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木村守男

青森県条例第七十三号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項の表中「第二十三条第一項第四号の二」を「第二十三条第一項第四号の五」に改め、同条第二項中「課税標準の算定期間」の下に「同項第一号の二の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第一号の三の連結法人税額の課税標準の算定期間」を加え、同条第三項中「第五十二条第二項第一号又は第二号」を「第五十二条第二項第一号から第二号まで」に、「(法第五十二条第二項第一号)を「(同項第一号)に改め、「あるもの」の下に「及び法第五十二条第二項第一号の二に掲げる法人」を加え、「第八条の四」を「第八条の五」に改める。

第五十一条第一項中「第二項」を「第五項」に改め、同条第二項中「第五十三条第六項」を「第五十三条第二十四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第五十三条第二項又は第四項の規定によつて申告書を提出すべき法人は、法人税割額及び均等割額をこれらの規定に規定する申告書を提出すべき期限内に申告納付しなければならない。

第五十二条第一項中「第五十三条第九項各号」を「第五十三条第二十七項各号」に改め、同条第二項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「修正申告書の提出」を「修正申告書を提出し、」に、「通知により法第五十三条第九項各号」を「通知を受けたこと(当該法人が連結子法人(法第五十三条第二項に規定する連結子法人をいう。以下本節及び第六十三条第二項において同じ。)である場合又は連結子法人であつた場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係(法第五十三条第四項に規定する連結完全支配関係をいう。以下本節及び第六十三条第二項において同じ。)がある連結親法人(法第五十三条第二十八項に規定する連結親法人をいう。以下本節及び第六十三条第二項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと)により、当該法人が法第五十三条第二十七項各号」に改め、「増加した法人税額」の下に「若しくは連結法人税額(同条第四項に規定する連結法人税額をいう。以下本節において同じ。))」を、「納付すべき法人税額」の下に「若しくは連結法人税額」を加える。

第五十三条中「又は第八十二条の七第一項の控除限度額」を「若しくは第八十二条の七第一項の控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項の連結



控除限度個別帰属額」に、「同条第二項」を「同条第四項、第五項」に改める。

第五十三条の二第一項中「第五十三条第十三項」を「第五十三条第三十二項」に改め、「ある法人」の下に「又は当該法人（法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税の申告書を提出する義務がある法人に限る。）との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人（法第五十三条第四項に規定する連結申告法人をいう。以下本節及び第六十三条第二項において同じ。）に限る。）」を加え、「同項」を「法第五十三条第三十二項」に改め、「課税標準の算定期間」の下に「又は連結法人税額の課税標準の算定期間」を、「第五十一条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第四項中「第五十三条第二十一項」を「第五十三条第四十一項」に改め、「ある法人」の下に「又は当該法人（法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税の申告書を提出する義務がある法人に限る。）との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」を加える。

第五十五条の二中「第六十五条」を「第六十五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、法人の県民税を納付する場合には、法第六十五条第二項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

第五十七条の二第一項ただし書中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改める。

第五十八条第一項中「又は損金の額」を「若しくは同項に規定する個別帰属益金額又は損金の額若しくは同項に規定する個別帰属損金額」に改める。

第六十二条第一号中「第四項」を「第七項」に、「第八項」を「第十一項」に改める。

第六十三条第二項中「よる外」を「よるほか」に改め、「受けたとき」の下に「（当該法人が、当該事業年度において連結申告法人（連結子法人に限る。）である場合にあつては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が当該連

結事業年度に係る法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けたとき」を加える。

第六十八条の二中「第七十二条の二十五第三項」の下に「又は第五項」を加える。

第七十六条の三第一項ただし書中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改める。

第五百十一条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「バス」を「自動車（バス以外の自動車にあつては、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第二十二條第一項に規定する幼児専用車に限る。）」に改める。

第七十条第一項第一号及び第二号中「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許」を「網・わな猟免許又は第一種銃猟免許」に改め、同項第三号中「丙種狩猟免許」を「第二種銃猟免許」に改め、同条第二項第一号中「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十四条第三項に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第六十八条第二項第四号に規定する放鳥獣猟区」に改める。

附則第八条の三中「各事業年度分の法人税割」の下に「各連結事業年度分の法人税割」を加える。

附則第八条の四第一項中「法人税額」の下に「又は各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額」を加え、「法人税割額は」を「法人税割額又は当該各連結事業年度分の法人税割額は」に、「法人税割額から」を「法人税割額又は各連結事業年度分の法人税割額から」に、「法人税割額に」を「法人税割額又は当該各連結事業年度分の法人税割額に」に改め、同条第三項中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、同条第四項中「事業年度が」を「事業年度又は連結事業年度が」に改め、「当該事業年度」の下に「又は当該連結事業年度」を加える。

附則第八条の五中「第六十八条の三第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

附則第九条の二の二の見出し中「生活路線バス」を「生活路線バス等」に改め、同条第一項中「又は一般貸切旅客自動車運送事業」を「一般貸切旅客自動車運送事業」に、「を経営する」を「又は一般乗用旅客自動車運送事業（同号八に規定する事業をいう。）を経営する」に、「地方バス路線

維持」を「地域住民の生活交通の確保」に改め、「バス路線の運行の用に供するもの」の下に「その他規則で定めるもの」を加え、「又は一般貸切用バス」を「一般貸切用バス」に、「代わる路線」を「代わるもの」のうち知事が指定した路線」に、「に限る。」のうち」を「その他規則で定めるものに限る。」又は一般乗合用タクシー（地域住民の生活に必要なバス路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつたため廃止されたものに代わるもの）のうち知事が指定した路線の運行の用に供するものに限る。」のうち」に改める。

附則第十一条第四項中「公害防止」の下に「その他の環境保全」を加え、「抹消登録」を「永久抹消登録」に改める。

#### 附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条第四項の改正規定（「公害防止」の下に「その他の環境保全」を加える部分に限る。）は道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十九号）附則第一条一号に規定する日から、第七十条の改正規定は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の施行の日から、附則第十一条第四項の改正規定（「公害防止」の下に「その他の環境保全」を加える部分を除く。）は道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十九号）の施行の日から施行する。

2 次項に定めるものを除き、改正後の青森県県税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の県民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第五十一条第二項の規定（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第二項の規定に係る部分に限る。）は、法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十九号）附則第二十一条第二項に規定する場合には、同項に規定する内国法人又は同項に規定する他の内国法人の六月経過日（同項に規定する六月経過日をいう。）の属する事業年度後の各連結事業年度について適用する。

4 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

5 改正後の条例第五百一十一条第一項第四号の規定は、平成十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

6 改正後の条例附則第九条の二の二の規定は、平成十五年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十四年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木村守男

青森県条例第七十四号

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年四月青森県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「の規定による保健所」を「第二十一条第二項第一号に規定する特定町村の保健指導に関する事項を分掌する部課」に改め、

同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同項に次の一号を加える。

十一 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第七条第五項に規定する居宅サービス事業（同条第八項に規定する訪問看護に限る。）を行う事業所（同法第七十一条第一項の適用を受けるものを除く。）

第七条第一項中「特定施設等」の下に「（第二条第一項第十一号に掲げる施設を除く。）」を加え、「又は第九号に掲げる施設等」を「に掲げる部」に、「同項第十号」を「同項第九号」に改め、「及び」の下に「県内の特定施設等において」を、「従事した場合」の下に「（第二条第一項第十一号に掲げる施設にあつては、県内の特定施設等（同項第八号及び第十一号に掲げる施設等を除く。）において看護職員として三年以上その業務に従事した後、直ちに看護職員としてその業務に従事した場合に限る。）」を加え、「三年未満である」を「五年未満である」に改め、同項の表中「三年未満」を「五年未満」に、「に三分の一を乗じて」を「を貸与期間（二年に満たないときは二年とし、二年を超える期間に一年未満の端数があるときはその端数部分を一年とする。）の二分の五に相当する期間で除して」に、「三年以上」を「五年以上」に改め、同条第二項及び第三項中「県内の特定施設等において、看護職員としてその業務に就き、及び」を「県内の特定施設等（第二条第一項第十一号に掲げる施設を除く。）において、看護職員としてその業務に就き、及び県内の特定施設等において」に改める。

第八条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「県内の特定施設等」の下に「（第二条第一項第十一号に掲げる施設を除く。）」を加える。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）（前に改正前の青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例（以下「改正前の条例」という。）

第三条の規定により締結した契約に係る修学資金（以下「従前の修学資金」という。）の返還の債務の免除については、なお従前の例による。この

場合において、従前の修学資金の貸与を受けた者が施行日以後に改正後の青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」

という。(第三条の規定により締結した契約に係る修学資金(以下「新規の修学資金」という。)(の貸与を受けたときにおける当該新規の修学資金は、改正前の条例第三条の規定により締結した契約に基づき貸与された修学資金とみなす。

3 従前の修学資金の貸与を受けた者が新規の修学資金の貸与を受けた場合における当該新規の修学資金の返還の債務の免除については、従前の修学資金の貸与を受けなかったものとみなして改正後の条例第七条第一項の規定を適用する。

青森県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木村守男

青森県条例第七十五号

青森県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県計量法関係手数料徴収条例(平成十二年三月青森県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県計量法関係手数料等徴収条例

第一条中「掲げる事務」の下に「並びに計量器の基準となる計量器の依頼検査に関する事務」を加える。

別表に次のように加える。

|           |      |                                  |       |       |
|-----------|------|----------------------------------|-------|-------|
| 十四 計量器の基準 | 基準計量 | ひょう量が二トン以下の手動天びんであって、目量又は感量がひょう量 | 一個につき | 四千九百円 |
|-----------|------|----------------------------------|-------|-------|

となる計量器の依  
頼検査を受けよう  
とする者

器依頼検  
査手数料

の四千分の一以上のもの

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>ひょう量が五トン以下の台手動はかりであって、目量又は感量がひょう量の二万分の一以上のもの</p> | <p>ひょう量が一キログラム以下のもの</p>                                     | <p>ひょう量が三千三百五十円</p>                                |
|   | <p>ひょう量が一キログラムを超え十キログラム以下のもの</p>                            | <p>五千三百円</p>                                       |
| <p>ひょう量が十キログラムを超え五十キログラム以下のもの</p>                   | <p>ひょう量が十キログラムを超え五十キログラム以下のもの</p>                           | <p>七千八百円</p>                                       |
|   | <p>ひょう量が五十キログラムを超え二百キログラム以下のもの</p>                          | <p>一万五百円</p>                                       |
| <p>ひょう量が二百キログラムを超え五百キログラム以下のもの</p>                  | <p>ひょう量が二百キログラムを超え五百キログラム以下のもの</p>                          | <p>一万四千元</p>                                       |
|   | <p>ひょう量が五百キログラムを超えるもの</p>                                   | <p>一個につき<br/>一万四千元に、五百キログラムまでを増すごとに六千九百円を加算した額</p> |
| <p>ひょう量が二トン以下の直示天びんであって、目量又は感量がひょう量の四千分の一以上のもの</p>  | <p>基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）第四条第二号ロ(2)に規定する一級基準分銅に相当する分銅</p> | <p>一個につき<br/>七千九百円</p>                             |
|   | <p>表す質量が二百グラム以下のもの</p>                                      | <p>一個につき<br/>三千二百円</p>                             |
| <p>の</p>  | <p>表す質量が二百グラムを超えるもの</p>                                     | <p>一個につき<br/>七千九百円</p>                             |

|                                     |                            |                                     |                            |
|-------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------|----------------------------|
|                                     |                            |                                     |                            |
|                                     |                            |                                     |                            |
| 基準器検査規則第四条第二号ロ(3)に規定する二級基準分銅に相当する分銅 |                            | 基準器検査規則第四条第二号ロ(4)に規定する三級基準分銅に相当する分銅 |                            |
| 表す質量が五キログラム以下のもの                    | 表す質量が五キログラムを超え五十キログラム以下のもの | 表す質量が五キログラム以下のもの                    | 表す質量が五キログラムを超え五十キログラム以下のもの |
| 一個につき                               | 一個につき                      | 一個につき                               | 一個につき                      |
| 六百四十円                               | 六百五十円                      | 四百八十円                               | 七千百円                       |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県駐留軍従業員等健康福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木村守男



青森県条例第七十六号

青森県駐留軍従業員等健康福祉センター条例の一部を改正する条例

青森県駐留軍従業員等健康福祉センター条例（昭和五十八年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表研修室の項の前に次のように加える。

|       |        |         |         |       |
|-------|--------|---------|---------|-------|
| 会 議 室 | 三千五百十円 | 四千七百三十円 | 四千七百三十円 | 一万五百円 |
|-------|--------|---------|---------|-------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月二日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第七十七号

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例

青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「青森県鰺ヶ沢漁港管理会」を「青森県鰺ヶ沢漁港管理会青森県三沢漁港管理会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



|             |                          |         |
|-------------|--------------------------|---------|
| 青<br>森<br>県 | 青森市長島二丁目一番一号             | 発行所・発行人 |
|             | 青森市古川二丁目七番五号<br>東奥印刷株式会社 | 印刷所・販売人 |

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭